

## 中部運輸局自動車交通部

令和元年5月31日 14時00分発表

連絡先：  
中部運輸局 自動車交通部  
自動車監査官 岡田、金森  
TEL 052-952-8038  
中部運輸局 岐阜運輸支局  
輸送・監査担当 伊藤、細川  
TEL 058-279-3714

同時発表：岐阜県政記者クラブ

**乗合バス事業者を文書警告処分**

中部運輸局が道路運送法違反を確認した下記事業者に対し、文書による警告処分を行いましたのでお知らせします。

記

1. 行政処分等対象事業者及び営業所

事業者名：岐阜乗合自動車株式会社  
住所：岐阜県岐阜市九重町4丁目20  
代表者：黒川 公男  
営業所：美濃営業所  
営業所所在地：岐阜県美濃市大字生櫛字上ボタ下1486番地10号

2. 行政処分等の概要

処分日：令和元年5月31日付け  
処分内容：文書警告

3. 法令違反の概要

当該事業者から、「平成31年2月21日12時頃、東海北陸道において路線バスが経路を外れ、当該バスを後退させたこと、その際に接触事故を惹起した」と報告があったため、当該事業者の美濃営業所に対し監査を実施した結果、記4のとおり、道路運送法等関係法令の規定に違反する事実を確認しました。

4. 違反内容及び違反条項

主として運行する路線の状態及びこれに対処することができる運転技術並びに法令に定める自動車の運転に関する事項について、運転者に対する指導監督が不適切であった。

(道路運送法第27条第3項)

(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)

5. 行政処分事業者に対する違反点数付与状況

当該行政処分により付された違反点数 0点  
当該事業者に付された累積違反点数 5点